

平成21年12月14日

姫路市長 石見利勝

姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱を次のように定める。

姫路市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項又は第23条第1項に規定する汚染土壌処理施設の許可の申請を行おうとする者（以下「事業者」という。）に対する指導について必要な事項を定めることにより、汚染土壌の適正な処理及び地域における生活環境の保全に資することを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定有害物質 法第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理施設の設置 汚染土壌処理施設を新たに設置することをいう。
- (4) 汚染土壌処理施設の変更 法第23条1項に規定する汚染土壌処理施設の変更を行うことをいう。
- (5) 関係住民 汚染土壌処理施設の設置又は汚染土壌処理施設の変更（以下「汚染土壌処理施設の設置等」という。）に伴って生活環境に著しい影響を受けると認められる者をいう。
- (6) 関係地域 関係住民が居住する地域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、事業者に対し、汚染土壌処理施設の設置等に当たり、地域における生活環境の保全上の配慮を求めるとともに、関係住民の汚染土壌処理施設の設置等に対する不安を解消するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たり、この要綱に定める手続を遵守するとともに、地域における生活環境の保全上必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、法第22条第1項又は第23条第1項に規定する汚染土壌処理施設の許可の申請に先立ち、事業計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(周知計画書の提出)

第6条 事業者は、事業計画書と併せて、関係住民へ事業計画を周知させるための計画を定めた周知計画書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(広告及び縦覧)

第7条 事業者は、事業計画書及び周知計画書を提出したときは、速やかに、次に掲げる事項を広告し、当該事業計画書の写しを当該広告の日から起算して30日間関係住民の縦覧に供しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事業計画書を作成した旨
- (3) 事業計画書の写しの縦覧の場所及び期間
- (4) 次条の規定による説明会の場所及び日時
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による広告は、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

- (1) 関係住民への印刷物の配布
- (2) 関係地域の公共の場所の掲示板への掲示
- (3) 日刊新聞紙への掲載
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

3 第1項の規定による縦覧（以下「縦覧」という。）は、関係地域内に縦覧の場所を設けて行わなければならない。ただし、関係地域内に適当な縦覧の場所がない場合にあつては、関係地域の周辺の地域（以下「周辺地域」という。）において縦覧の場所を設けて行うことができる。

4 事業者は、縦覧場所に縦覧簿を備え付け、縦覧に供された事業計画書を縦覧する者に対し、氏名、住所その他市長が必要と認める事項を縦覧簿に記載するよう求めなければならない。

(説明会の開催)

第8条 事業者は、関係住民に対して事業計画書の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 説明会は、関係地域内において開催しなければならない。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がない場合にあつては、周辺地域において開催することができる。

3 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画書の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次条第1項に規定する意見書を提出することができることを説明しなければならない。

(関係住民の意見書の提出)

第9条 事業者は、事業計画書の内容に対する地域における生活環境の保全上の見地からの意見を提出しようとする関係住民に対して、意見書（様式第3号）を市長及び当該事業者に提出するよう求めるものとする。

2 市長及び事業者は、第7条の規定による広告の日の翌日から起算して45日を経過する日（縦覧の期間の満了の日までに説明会が終了しない場合にあつては、説明会が終了した日の翌日から起算して2週間を経過する日）までの間、意見書を受け付けるものとする。

3 事業者は、関係住民から意見書が提出された場合は、誠意をもって対応しなければならない。

(実施状況の報告書の提出)

第10条 事業者は、第8条第1項の規定により説明会を開催したときは、その実施状況についての報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 広告を行った事実を証する書類
- (2) 縦覧簿の写し
- (3) 説明会で配布した書類及び図面
- (4) 意見書に対する見解を記載した書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

(指導又は助言)

第11条 市長は、事業計画書の内容に対する関係住民の意見を十分に考慮し、汚染土壌処理施設の設定等が地域における生活環境の保全上支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。

(事業計画書及び周知計画書の変更の届出等)

第12条 事業計画書を提出した事業者は、事業計画書で定めた事項を変更しようとするときは、事業計画変更届(様式第5号)を市長に提出し、新たに第6条から第10条までの手続を行わなければならない。

2 周知計画書を提出した事業者は、周知計画書で定めた事項を変更しようとするときは、周知計画変更届(様式第6号)を市長に提出し、新たに第7条から第10条までの手続を行わなければならない。

(事業計画の廃止の届出等)

第13条 事業計画書を提出した事業者は、当該事業計画を廃止することとしたときは、事業計画廃止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の届出をしたときは、速やかに、当該事業計画を廃止することとした旨を広告しなければならない。

3 第7条第2項の規定は、前項の広告について準用する。

(報告の徴収)

第14条 市長は、この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第5条、第6条、第7条(第13条第3項において準用する場合を含む。)、第8条、第10条、第12条又は第13条第1項若しくは第2項の規定を遵守しない事業者
- (2) 前条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした事業者

(補足)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成22年3月31日までの間においては、第1条中「土壤汚染対策法」とあるのは「土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壤汚染対策法」と、第5条中「法第22条第1項又は第23条第1項」及び附則第4項中「法第22条第1項」とあるのは「土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第2条第1項においてその例によるものとされた法第22条第1項又は同項」とする。
- 3 汚染土壤処理施設の設置等と併せて、廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の一般廃棄物又は産業廃棄物の処理又は積替えのための保管を行う施設をいう。）の設置等を行おうとする者であつて、姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱（平成18年3月10日制定）に規定する手続を行おうとする事業者については、第6条から第10条までの規定は適用しない。
- 4 この要綱施行の際、現に汚染土壤浄化施設（搬出する汚染土壤の処分方法（平成15年環境省告示第20号）の二の項の規定に基づき市長が認めたもの）を設置している者については、法第22条第1項に規定する許可の申請において、第6条から第10条までの規定は適用しない。
- 5 前2項に規定する者は、第8条及び第10条の規定に準じて説明会を実施し、その実施状況について報告書を市長に提出しなければならない。なお、関係住民から意見が提出された場合は、当該意見に対する見解を記載した書類をあわせて市長に提出するものとする。
- 6 国、地方公共団体その他市長が適当と認める法人（以下「国等」という。）が汚染土壤処理施設の設置をしようとするときは、この要綱の規定にかかわらず、市長と当該国等の機関との協議により周知等の手続を行うものとする。